

地球温暖化対策推進法の提案の背景

1

日本の平成2年（1990年）比の二酸化炭素排出量は欧州主要国と比較して高い伸び（96年現在では、90年比で9%以上の伸び）。

このため、京都議定書の6%削減目標の達成に備え、早い段階からの準備が必要。後送りすればするほど、対策はドラスティックになるおそれ。

（参考：中央環境審議会の3月6日の答申本文）

2

COP3（地球温暖化防止京都会議、昨年12月）の議長国として、他の先進国における国内対策強化に弾みをつけることが必要。

（COP4（本年11月、アルゼンチン）までは我が国が議長国。）
ゆくゆくは必要となる途上国の巻き込みを円滑に進めていくため、まずは、先進国の真剣な取り組みに対する途上国の信頼感を高める。

（参考：G8環境大臣会合（1998年4月、英国）コミュニケの認識）

3

地球温暖化対策は、省エネ・省資源を一層進めるもの。地球温暖化対策への投資は需要拡大効果を持つだけでなく、効率的な経済づくりにも役立ち、長期的な生産性や競争力の改善につながる。世界に先駆けて行動を起こすことが、我が国の繁栄にもつながる。

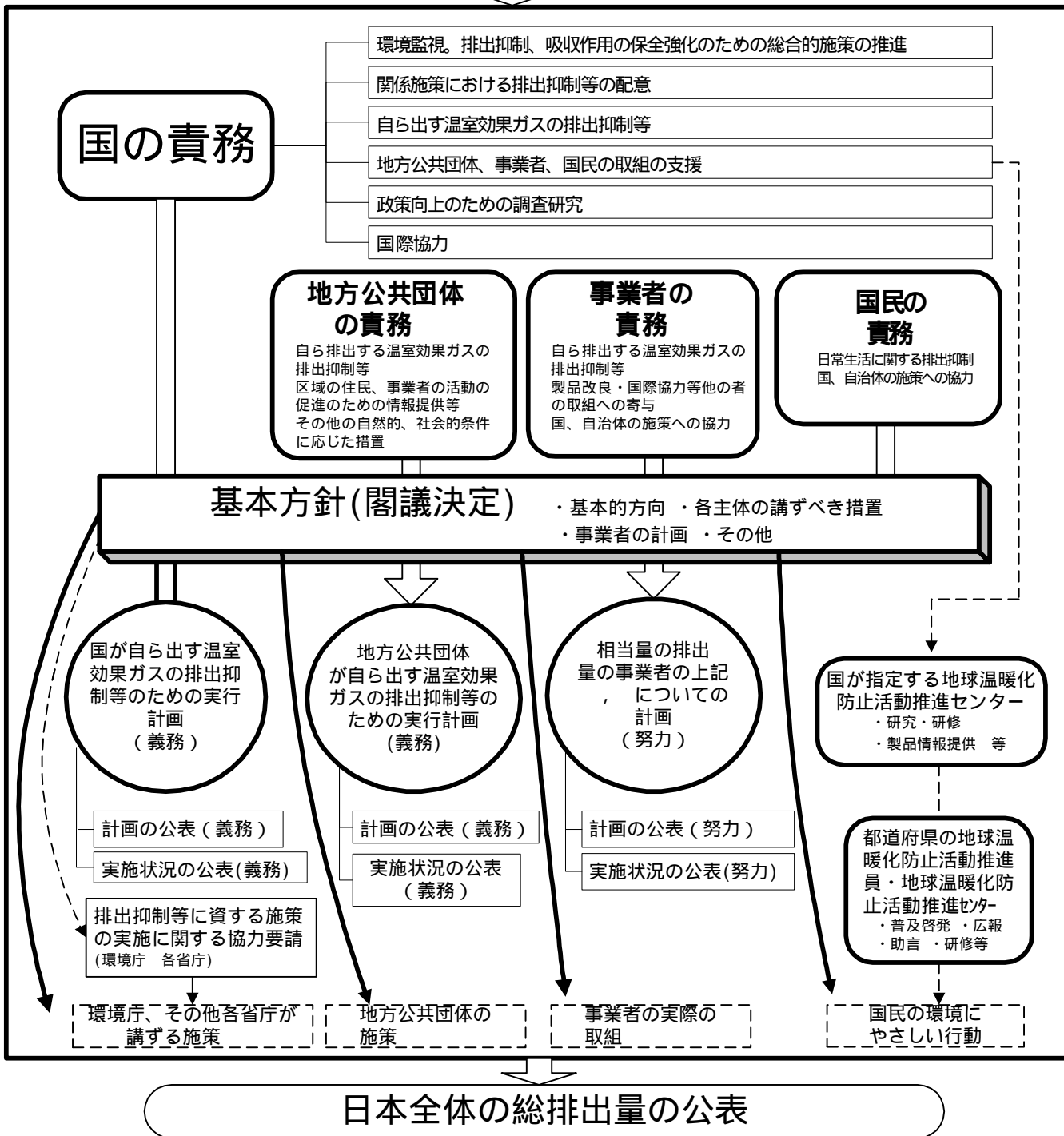
（参考：中央環境審議会の3月6日の答申「おわりに」）

地球温暖化対策推進法の構造

目的：

この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候変動に関する国際連合枠組条約及び気候変動に関する国際連合枠組条約第三回締約国会議の経過を踏まえ、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本方針を定めること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

定義：6種の温室効果ガスを対象。各ガスの地球温暖化係数を乗じて合算して総排出量を算定。



地球温暖化対策推進法の 5つのポイント

1 専ら温暖化防止を目的とする我が国初めての法制度。「排出自由」の考え方を改め、国、地方公共団体、事業者、国民の全ての主体の役割を明らかにする。6%削減目標を達成するための将来の対策にとって欠かせない「土台」を用意。

2 6つの温室効果ガスの全てを対象にした取組を促進。二酸化炭素の対策としても、省エネ以外の取組も含めて広く対策を促進。特に、事業者については、他の者の取組に寄与する措置（製品開発等）をも促す。

3 国、地方はもちろん、相当量を排出する事業者についても、計画づくりやその実施状況の公表を促す。これにより、国民に開かれた形での計画的な取組を広く促す。

4 全国共通的な取組だけでなく、地方の実情に応じたきめ細かな対策を推進。このため、地方公共団体に対しても、地球的問題に関してその責任の範囲内で可能な役割を発揮するように求める。

国民が行う温暖化防止のための行動を進めやすくし、効果的にするための仕組みを設ける。

5

- ・国、都道府県の地球温暖化防止活動推進センター（啓発・広報、相談、推進員の研修、調査研究、製品情報提供等）
- ・地球温暖化防止活動推進員（個々の住民へのフェース・ツー・フェースの啓発、助言、情報提供）